

加古川市口から始まる健康づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、加古川市口から始まる健康づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(消費税等仕入控除税額の報告等)

第4条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	播磨歯科医師会が実施する「口から始まる健康づくり推進事業」の事業費を補助することにより、口の健康、歯の健康を守り、全身状態を良好に保つために、生涯にわたり自分の歯でものを噛む、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という「8020運動」の推進を図る。
補助金の範囲	対象となる者	一般社団法人播磨歯科医師会
	対象となる経費	<u>補助の対象となる経費</u> ・「地域歯科保健」に関する事業 ・「学校歯科保健」に関する事業 以上の事業に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会等参加負担金
		<u>補助の対象外となる経費</u> 播磨歯科医師会の運営に係る経費
補助金の補助率又は額	補助率	補助対象経費×1/2
	補助金の額	補助金の額は、次のとおりとする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とする。 ただし、算出した額に、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (2) 補助金の額は予算の範囲内とする。

様式第1号（第4条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額			円
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補 助 金 返 還 相 当 額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添 付 資 料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	